宝塚市立長谷牡丹園指定管理者選定の概要

1　選定内容

(1)選定する公の施設

宝塚市立長谷牡丹園

(2)選定の目的

宝塚市立長谷牡丹園について、指定管理者の指定期間が令和9年(2027年)3月31日をもって満了することから、令和9年(2027年)4月1日から令和14年(2032年)3月31日までの期間における当該施設の新たな指定管理者を、宝塚市立長谷牡丹園指定管理者選定委員会(以下「選定委員会」という)において決定された選定方針及び選定基準に基づき適切な候補者の選定を行うものです。

(3)申請の状況

宝塚市立長谷牡丹園条例第12条第1項及び宝塚市指定管理者制度運用方針2－(2)イの規定に基づき、非公募で指定管理者の選定を行うこととし、選定委員会において候補者として指名した1者(現指定管理者)からの申請がありました。

2　審議内容

(1)選定委員会委員

委員長	金地　通生　(元神戸大学大学院農学研究科准教授　農学博士)
委員長職務代理者	島田　康治　(西谷商工振興会　会長)
委員	吉田　幸子　(宝塚文化財ガイドソサエティ　前会長)
委員	石部　さやか(兵庫県阪神北県民局阪神農業改良普及センター所長)
委員	淺野　禎彦　(市民公募委員)

(2)選定経緯

ア　第1回選定委員会　令和8年(2026年)6月5日
(選定方針・業務仕様書・選定基準及び応募者の指名等の決定)

イ　指定管理者指定申請書提出(※)依頼　令和8年(2026)年6月10日
(※)提出期日は、令和8年(2026年)7月3日

ウ　指定管理者指定申請書受理　令和8年(2026年)7月1日

エ　第2回選定委員会　令和8年(2026年)7月10日
(書類審査及びプレゼンテーション審査の実施、候補者決定)

(3)審査方法

採点項目(15項目)と配点(120点満点)を設定し、提出された申請書類並びにプレゼンテーション及び質疑応答の内容を審査し、各項目を5段階で評価することとしました。選定に際しては、委員5人の評価点を合計して600点満点とし、360点(60%)を必要最低点数と定め、この点数に満たない者は候補者に選定されないこととしました。

3 選定結果

(1)指定管理者の候補者として選定した者

申請者の総評価点は600点満点中503点(83.8%)で、必要最低点数360点(60%)を上回っていました。

これら各委員の審査結果に基づいて委員会で審査を行った結果、以下の申請者を指定管理者の候補者として選定することが適当であると決定しました。

住　所　宝塚市大原野字丁裏11番地
名　称　特定非営利活動法人　西谷仕事人
代表者　理事長　龍見　昭廣

(2)選定理由

これまで長谷牡丹園の管理運営において、栽培難度の高い牡丹・芍薬の年間管理を安定的に行い、姉妹都市である島根県松江市(大根島)との技術交流や研修を通じて専門性の向上と職員育成に継続して取り組んできたことに加え、ガーデンコンサートやライトアップ、クイズラリー等の新たな企画を積極的に実施し、来園者の満足度向上と園の魅力発信に寄与している点が高く評価されました。また、今後の事業展開に向けて創意工夫を重ね、さらなる園の魅力向上に向けた取り組みを継続する姿勢が認められ、北部地域の振興に資する団体としての成長が期待されます。

こうした状況を踏まえ、本委員会としては、申請者を指定管理者の候補者として選定することが適当であると判断しました。